

	質問事項	回答	備考
1	<p>（改正物流効率化法関係）                      特定荷主もしくは特定物流事業者になるであろうと判断した場合、中長期計画もしくは実績報告義務は国交省へ申請しなければ報告義務は課されないのか。（特定荷主等の指定等はどの段階で誰から指定等されるのか。）</p>	<p>特定事業者として指定されましたら、中長期計画の作成や定期報告等を義務付けられ、取組状況が判断基準に照らし著しく不十分な場合、勧告・命令を実施する仕組みとしています。                      また、特定事業者の基準については、荷主は年間取扱貨物重量9万トン以上、倉庫業者は年間貨物保管量70万トン以上、トラック事業者は保有車両台数150台以上です。                      各事業者は前年度の実績等を把握し、指定基準以上であるときは、自ら事業所管大臣に届け出し、各所管省庁から指定を受けます。                      現在公表されている今後のスケジュールでは、特定荷主等の指定等については、令和8年4月末までに届出の提出がされ、その後各所管省庁から指定を受けることが想定されています。</p>	<p>届出  <a href="https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/faq/#shiteikizyun">https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/faq/#shiteikizyun</a>                      指定  <a href="https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/designation">https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/designation</a></p>
2	<p>運送利用管理規定の未届等に関する行政処分はあるのか。</p>	<p>運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務に違反した場合、行政処分の対象となる可能性があります。また、「運送利用管理規程の届出をしないで、又は届け出た運送利用管理規程によらないで、事業を行ったとき」又は「運送利用管理者の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」は、百万円以下の罰金が科されることとなります。（問3-12）</p>	
3	<p>実運送体制管理簿の作成に関し、大口の荷主の委託により当社が元請けとなる場合において、下請け事業者を累計すると200社以上に及ぶこととなるが、一の運送委託に対し単一の同管理簿を作成しようとすると膨大な量となってしまう。例えばエリア（自社の営業エリア毎や運輸局の管轄毎）で管理簿を分けて作成することは可能か。</p>	<p>一の運送依頼に関して、複数の実運送体制管理簿の作成となっても、それぞれの関連性が紐付けされ、下請け構造等が確認できるのであれば支障ありません。</p>	
4	<p>改正貨物自動車運送事業法Q &amp; Aの問4-10の答にて「系列化等により下請け構造が固定化されている場合など、」と記載されているが、この「系列化」と続く「等」は何を想定しているか。例えば資本関係のあるグループ企業のほか、全く資本関係のないトラック事業者はこの「等」に含まれるのか。</p>	<p>資本関係にある／ないを問わず、下請け構造が固定され、契約期間中その変更が無い場合は実運送体制管理簿を1度作成することで足りる。ただし、法第24条の書面交付は都度交付する必要があります。</p>	
5	<p>上記質問に関連し、「固定化されている場合など、」の「など」の想定は何か。</p>	<p>基本契約書に下請け事業者が明示されている場合などを想定しております。</p>	